

令和4年度 松浪地区会議 回答まとめ

本回答集は、行政側出席者のほか、議事運営のためにまちぢから協議会委員や当日参加者にも配付いたします。

令和4年9月10日（土）9：30～
松浪コミュニティセンター

主催：松浪地区まちぢから協議会

令和4年度 松浪地区会議次第

日時 令和4年9月10日(土)

9時30分～11時30分

場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

司会 松浪地区まちぢから協議会副会長

末松 一豊

1 開会のあいさつ 松浪地区まちぢから協議会 会長 前田 積

2 茅ヶ崎市のあいさつ 茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市 副市長 塩崎 威・岸 宏司

3 行政出席者紹介

4 議題 テーマ「生活環境」

ごみ処理の現状について

(1) 戸別収集について

(2) ごみ集積場設置基準について

(3) コンポスト設置について

(4) その他

5 まとめ 茅ヶ崎市長 佐藤 光

6 閉会のあいさつ 松浪地区まちぢから協議会副会長 朝岡 通光

松浪地区会議

(令和4年9月10日)

行政出席者

佐藤光	市長
塩崎威	副市長
岸宏司	副市長
熊澤克彦	理事・総務部長
重田康志	環境部長
熊澤剛	資源循環課長
富田雄也	環境事業センター所長
三浦悦子	市民自治推進課長

松浪地区会議意見募集 【テーマ数と概要】

合計 11 自治会・14 名・26 件 の提出がありました。

テーマ：生活環境 : 17

- 概要： 1 - ①市役所のごみ収集を戸別収集への移行要望
1 - ②戸別収集制度要望～藤沢市の事例
1 - ③ゴミ収集について（個別収集実現への希望）
1 - ④アパートのゴミ置場個別収集のお願い
1 - ⑤ゴミ収集に関するアンケートの結果に対する件
1 - ⑥ゴミ回収方法へのお願い
1 - ⑦ごみ集積所新設基準の見直しを要望する。
1 - ⑧開発行為によるごみ集積場について
1 - ⑨公設施設・市内飲食業等へのコンポスト機械設置の提案
1 - ⑩しおかぜ街道の美化
1 - ⑪市内の無電柱化促進
1 - ⑫市内の公設施設に雨水タンク設置の提案
1 - ⑬道路冠水対策他環境整備の要望（浜竹4 - 4 地区）
1 - ⑭「私道の舗装等助成」制度を新たに制定することを要望する。
1 - ⑮私道の扱い方
1 - ⑯小学校4年生のゴミ問題に対するグループ討議について
1 - ⑰「2033年ごみ処理の危機」について松浪小学校4年生の質問にこたえる

テーマ：防災対策 : 3

- 概要： 2 - ①次代を担う防災リーダーの育成について
2 - ②避難行動要支援
2 - ③「浜竹四丁目1番地内及び9番地内」に消防水利として、地下タンクを新設することを要望します。

テーマ：市民安全 : 2

- 概要： 3 - ①自転車による左側走行の啓発推進
3 - ②高齢者の交流について

テーマ：その他 : 4

- 概要： 4 - ①旧小和田消防署跡地の活用について
4 - ②中核都市・保健政令市としての機能を最大限に発揮するよう要望する
4 - ③松浪コミュニティセンターに大型シュレッダー設置の要望
4 - ④回覧板について

所属団体： 浜竹一丁目自治会：1名／1件、浜竹三丁目自治会：1名／1件、浜竹四丁目自治会：2名／7件
松浪一丁目自治会：1名／1件、松浪二丁目自治会：1名／1件、富士見町自治会：1名／1件、
常盤町自治会：1名／5件、緑が浜自治会：1名／1件、汐見台自治会：1名／1件、
ひばりが丘自治会：1名／4件、美住町自治会：3名／3件

テーマ：生活環境

1-①

市役所のごみ収集を戸別収集への移行要望（常盤町自治会）

ごみ減量のためと称して、ゴミ収集の有料化が始まっていますが、隣の藤沢市ではかつてより有料化とほぼ同時期に戸別収集がなされてきて、ゴミ問題のほとんどが解決しています。これは公益社団法人宅地建物取引業協会、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の湘南支部も県内自治体に要望しているようです。

その理由はゴミ集積場をめぐるご近所トラブルが戸別収集によりほぼ解決されるからでしょう。担当課の市職員ならびに自治会の負担は軽減されるはずですが、藤沢市民に訊いても、不満をもつ声は聞かれず、朝の通勤路の風景も整然としています（下写真）。普段から、その良さを実感している藤沢隣接地区の浜竹・常盤町から戸別収集モデルの実験を始めてみてはどうでしょうか。



写真-1 資源ごみのケース



写真-2 有料ゴミのケース

【回答】

戸別収集については、超高齢化社会への対応や集積場所を起因とする諸問題の解消が期待できる有効な施策であると考えております。戸別収集を導入するか否かについては、本市の財政状況はもちろんこと、ごみ有料化実施に伴うごみ減量化の進捗や市民の皆さまのご意見も踏まえながら、総合的に判断をしております。

【環境部資源循環課 資源循環担当 内線1221】

1-②

戸別収集制度要望～藤沢市の事例（浜竹四丁目自治会）

本件につきましては、度々提案してまいりました。今年度も提案いたします。

ここ松浪地区浜竹四丁目では、隣接する藤沢市での取り組みの様子をつぶさに見聞してきました。

同市では平成19年から可燃ごみ・不可燃ごみの戸別収集を実施、平成26年からは紙類以外のごみについても戸別収集に踏み切っており、その経過について着実な成果を得ていることが報告されています。参考文献の目次を以下に紹介します。

（参考文献：Life and Environment Voi. 64, No. 3 2019）

<https://www.jesc.or.jp/Portals/0/center/library/seikatsu%20to%20kankyo/2019fujisawa.pdf>

- 1 有料指定袋制と戸別収集導入の考え方
- 2 ごみ戸別収集の導入
2. 2 戸別収集の必要性と目的
2. 3 戸別収集導入後の状況
- 3 一声ふれあい収集について
- 4 IoTを活用した収集業務への取り組み
- 5 これからの展望

最も大事なことは、我が家のごみ収集が目の前で確実に行われていることの確認ができること。

茅ヶ崎市でも是非とも実現してほしい。

【回答】

（1-①と同様）

【環境部資源循環課 資源循環担当 内線1221】

1-③

ゴミ収集について（個別収集実現への希望）（浜竹一丁目自治会）

茅ヶ崎市は4月からゴミ収集事業が有料化されたり分別に関しても細かく分別されたりと住民の協力を頼りながら進み始めました。しかし、それからゴミ収集場所に有料ゴミ袋に入れずに「もえないごみ」が出されたり、よく通る道沿いでも不適切なゴミが残されたままになっているのを見かけるようになりました。電話をすれば回収に来てくれると聞いていますがその電話をするのは誰？という疑問があります。不適切なゴミを出された家の者が毎回電話をしたり片付けたりするのもどうなのか？とも。

又、ゴミネットの後片付けをするのも各班各組によって様々で、当番が決まっている所もありますが、自治会に入会していない家や集合住宅など当番制ができない私の組では毎回決まった人が片付けをしている状況です。費用の面に関しての説明は良く理解していますが出来れば個別収集が実現するようになって欲しいと願います。住みたい街全国上位の茅ヶ崎がもっと住みやすい街になってくれます様に・・・。

【回答】

（1-①と同様）

【環境部資源循環課 資源循環担当 内線1221】

1-④

アパートのゴミ置場個別収集のお願い（ひばりが丘自治会）

ゴミ集積場所をなるべく少なくしてまとめれば収集が楽になるのは当然の事ですが、その収集場所を自治会が探すのは大変な事なのです。市側も自治会と協力して一緒に置場を捜してもらえませんか。

個別収集になればその様な問題は一切無くなるのですが・・・

個別収集が出来ない理由を言うのではなく、個別収集の利点を考えて！

開発行為にならない小規模のアパート程度でも、ゴミ置場を自治会に頼るのではなく、アパート等を建築する事により利益を得る建築主、建設業者にゴミ置場の確保、市の承認を得てから建築の許可を出す様にしてもらいたい。

それが出来ないなら、自治会はゴミ置場に協力は出来ません。ゴミ問題にてトラブルの発生源はアパート等が圧倒的に多く、その尻ぬぐいは自治会なのですから・・・

【回答】

本市では、現在、特定開発事業が行われる場合、環境部と都市部で事前に情報共有がなされ、地域にも情報が届く仕組みとなっております。特定開発事業に該当しない小規模な事業が行われる場合においても、いち早く地域に情報提供できるような新たな連絡系統の構築し、先方の事業者へいち早く地域と集積場所について相談するよう誘導しております。そのなかで、事業地近隣の既存の集積場所に排出が難しい場合は、当該事業地内に新たな集積場所の築造を検討するよう促しております。

既に住んでいる方と新たに住まう方のごみに関する問題が起きないように、事業者には本市のごみ収集のルールや課題を知っていただき、いち早く地域との接点を設けるよう誘導し、地域にできるだけ早く情報提供できるよう努めてまいります。

【環境部環境事業センター 業務担当 内線6001】

1-⑤	ゴミ収集に関するアンケートの結果に対する件 (ひばりが丘自治会)
-----	---

市に対しての改善要求はゴミ問題が一番です。

この件について、ゴミの出し方のアンケートが、(個別収集)と(現状のまま)がほぼ半数と何度も聞いていますが、そのアンケート方法は正しかったのですか。国道一号の歩道にゴミネットが多数置かれています。又、駅の周辺は景観地区になっていると聞いています。その為に歩道もインターロッキングが敷いてありますが、その場所にもネットが置いてあり、周辺も汚れています。

国道歩道の通行妨害になるネットは国の許可があるのですか？

駅周辺の美観を損なうゴミネットを許可しているのですか？

許可を取っていない場合は、置場の移動となります。この場所に、ゴミを出していた方はすぐに置場に困ってきますので、個別収集の方向にアンケートになるのでは、アンケートの内容も変わってくると思います。

【回答】

ご質問の中にあるアンケートについては、平成30年度に実施した『『ごみ処理の課題』に関する意見交換会』の中で、意見交換会に参加していただいた方々を対象として、市の財政状況や戸別収集のメリットやデメリットなどの説明を差し上げたうえで行ったものとなります。したがって、決して「誘導的」なものではなく、客観性のある、また、妥当性の高いアンケート結果であったと考えております。

なお、歩道上にある集積場所に関して、関係機関に確認したところ、基本的には設置に許可は不要とのことでしたが、ケースによっては許可が必要なこともあり、そのようなケースにおいては、利用者や自治会の方々から各管理者へ専有許可申請を行っていただいている現状です。

【環境部資源循環課 資源循環担当 内線1221】

【環境部環境事業センター 業務担当 内線6001】

1-⑥

ゴミ回収方法へのお願い（浜竹三丁目自治会）

近年浜竹三丁目は、新たに移住されてくる方が大変多くなってきております。

それに伴い、アパートの新設、一戸建ての新築が目立ち、若い住人が増え自治会活性化に繋がってきていると感じております。

しかし、一方でアパート、戸建てが増えるのに伴い、ゴミ集積所確保が大変厳しくなってきたり、自治会最大課題に浮上しております。

特にアパートに関しては、住民の顔が見えず、ゴミ出しルールが守られないケースが多く、その都度自治会で対応しているのが現況です。又戸建ての増加は、ゴミ集積所を確保するのが難しくなってきたり、住民に集まって貰い交渉を重ねる等大変苦勞しております。

そこで、当面の要望として、アパートの対応は、人数に関わらず市の方で燃えるゴミ、資源ごみの回収をお願いしたい。

一方、集積所確保は年々厳しくなるので、是非とも戸別回収を願いたい。その方法、ロードマップを提示して頂きたい。

【回答】

集積場所の設置については、ごみは8世帯、資源物は24世帯に1か所という一定の基準を設けておりますが、収集作業の効率化を考慮しながらも、より市民に寄り添う運用ができるよう各地域や個々の集積場所の実情に応じ、他の解決事例の紹介などをさせていただいておりますので、お困りの際は、環境事業センター業務担当の地区担当職員にご相談くださるようお願いいたします。

また、戸別収集については、超高齢化社会への対応や集積場所を起因とする諸問題の解消が期待できる有効な施策であると考えております。戸別収集を導入するか否かについては、本市の財政状況はもちろんこと、ごみ有料化実施に伴うごみ減量化の進捗や市民の皆さまのご意見も踏まえながら、総合的に判断をしております。

【環境部資源循環課 資源循環担当 内線1221】

【環境部環境事業センター 業務担当 内線6001】

1-⑦	ごみ集積所新設基準の見直しを要望する。(浜竹四丁目自治会)
<p>通例、集積所新設の基準は、</p> <p>1 燃やせるごみ 8戸</p> <p>2 資源ごみ 24戸</p> <p>しかしながら、最近の新築住宅は、相続による売却物件(概ね400平米～600平米規模)を、住宅建築業者が複数住宅に分割して販売するため、一戸建ての場合は戸数にして8軒未満の4戸～6戸。</p> <p>しかも、隣接空間を限界いっぱい設計するため、出入り口を共有する袋小路状態となる。</p> <p>このため、ごみ集積所への持ち込みでは、既存集積所への持ち込みが難しく、数合わせは不合理。</p> <p>従って、複数建売住宅をセットにし、既存集積所との数合わせをしないように基準を設ける。</p> <p>元々、1戸の住宅にかかるごみ集積所であった事に注目し、新設一ヶ所として扱うのが妥当。</p> <p>即ち、従来の8戸24戸の基準に拘ることなく、同一箇所にて完結することにする。</p> <p>住民が集積所の管理状況を目視することで、分別や排出エラーが確実に管理できる。</p>	

【回答】

集積場所の設置については、ごみは8世帯、資源物は24世帯に1か所という一定の基準を設けておりますが、収集作業の効率化を考慮しながらも、より市民に寄り添う運用ができるよう各地域や個々の集積場所の実情に応じ、他の解決事例の紹介などをさせていただいておりますので、お困りの際は、環境事業センター業務担当の地区担当職員にご相談くださるようお願いいたします。

【環境部環境事業センター 業務担当 内線6001】

1-⑧	開発行為によるごみ集積場について(ひばりが丘自治会)
<p>開発行為による小規模分譲地には、ゴミ収集置場が開発条件として設置してあります。しかし、そのゴミ置場が有効に利用されていません。</p> <p>特に資源物置場としては、分譲した当時は6～10棟程度の為に他の置場にまわされましたが、その後住宅が増え、他の既存の置場がパンクしました。</p> <p>利用されていないゴミ置場を利用したいのですが、住民は利用を拒否します。</p> <p>開発行為により条件として許可されている場所なので強制的に利用しても良いのではと思います。(その分譲地内少数の戸数分だけでも)</p>	

【回答】

(1-⑦と同様)

【環境部環境事業センター 業務担当 内線6001】

1-⑨

公施設・市内飲食業等へのコンポスト機械設置の提案

(常盤町自治会)

ゴミの有料化が始まっているが、そもそも事業系のゴミが減っていないという事情があったと記憶しています。また、これに対して特に施策を講じているようには見受けられません。数年前からフェリス女学院大学構内には生ごみ処理機が設置され（写真-1）、県内のイタリアンレストランでも同様な機械をみかけました（写真-2）。

このような機械を市内の公施設のすべてに設置するとともに、市内飲食業者に設置を義務付けることで、ゴミを減らすことができると考えます。鎌倉市でも市庁舎の玄関前に市役所がつくったたい肥を自由に持ち帰るスペースが設置されています。

ぜひ、市内でも設置を検討してはいかがでしょうか。



写真-1 フェリス女学院大学緑園キャンパス内の生ごみコンポスト

写真-2 レストランに設置された生ごみコンポスト

【回答】

事業系ごみの減量については、近年微増傾向にあり、リサイクルや排出抑制が重要な課題となっております。ご提案のあった業務用の生ごみ処理機の設置については、課題解決に向けた有効な取り組みではある一方で、財源や設置スペースを確保するのが難しいことのほか、臭気の拡散や堆肥の需要が無いことが問題点として指摘されているところです。このようなことから、本市としましては、装置を設置することよりも民間が実施するリサイクル施設への搬入を後押しすることで、事業系ごみの減量を進めていきたいと考えております。

【環境部資源循環課 資源循環担当 内線1221】

汐見台小学校への通学路脇の道路において、桜の木が数本植えられ、そのほかは雑草で生い茂ってしまうことが多々あり、時々行政機関から手配された業者さんが草刈りを実施していただいております。しかしながら、日常的には雑草が生い茂る期間は長く、ゴミの投棄、ポイ捨て、糞害により、通行する者が不快な思いをしたり、小学校の通学路であることから、児童への悪影響、地域で清掃してくれている人の負担があげられます。

そこで、雑草をすべて整理し、新たに花を植えて、しおかぜ街道はフラワーロードとして景観を向上させ、上記問題の解決とつながるようにならないかという提案です。

花は、マリーゴールドなど初夏から秋まで花が咲くものや、季節感があるアガパンサス、あじさいなどで通行人の目を楽しませるのもよいかもかもしれません。

上記案には、手入れの問題があるので、地域のボランティア（を発足）と行政との連携がなくては維持できない点が課題だと思います。

以上ご検討のほどよろしく願いいたします。

場所：汐見台小学校の西側にある南北方向の道路。通学路として整備された歩道の西側の傾斜部分。

【回答】

市内にある公園や街路樹の除草作業につきましては、緊急性のある場合を除き、対応が必要な箇所から順次作業を行っているところです。

しおかぜ街道は汐見台小学校に隣接していることもあり、地域の皆さんの憩いの場として有効に活用したいと考えております。

市では市民の皆様にボランティア登録をしていただき、街路樹の植え込みに草花の植え付けや種まきを通して、街並みの美化に貢献していただく「緑の里親制度」を設けています。

しおかぜ街道の維持管理については、自治会とご相談の上、地域の皆様からご協力いただきながら当該制度を活用していきたいと考えております。

【建設部公園緑地課 公園緑地課担当 内線 1 3 5 2】

市内の電柱新設を抑制してほしい。

下記の新聞記事のとおり、全国的な課題ですが、常盤町内でも住宅のミニ開発等に伴い電柱が増えていますので、下水道河川課、建築指導課、道路管理課などで無電柱化への対応強化をお願いいたします。

無電柱化法では、道路上に新たに電柱を設置しないよう規定している。にもかかわらず、21年度は電力柱が新設14万4000本、撤去8万9000本で差し引き5万5000本が増加した。一方で、電信柱は新設10万8000本、撤去11万6000本で8000本が減少したものの、電力柱の増加数が大きく上回り、電柱全体では4万8000本の増加となった。

電柱が新設された場所は民地が5万2000本で全体の7割を占めた。要因別では、一戸建て住宅など家屋新築に伴う電気引き込みのため電柱設置が同数の5万2000本となった。

国交省が提案している、事前埋設手法による電線共同溝整備は、将来の電力需要が見込めれば、当面の電力需要が明確でなくても、電線共同溝を整備できるようにするもの。22年度中に事前埋設を可能とするガイドラインを作成し、関係者に通知することとしている。整備対象は郊外の緊急輸送道路となる。

資源エネルギー庁では、宅地造成時に上下水道の整備と併せて、電力管路を設置する新たな施工方法の検討に取り組む。住宅新設前に電線管路の引き込み地点を決めておくことで、水道管路と同時に電線管路を整備できるようにする。

今後、開発事業者やライフライン事業者と協議・調整し、23年度の先行事例の具体化を目指す。

<http://www.senmonshi.com/archive/01/0110EGP8e2H2U2A.asp> から抜粋

【回答】

平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」において、無電柱化として「電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去すること」とされています。

このうち、都市計画法の許可を受けて行う開発行為における電線地中化の問題として、①採算性の観点から事業者の協力が得にくい、②一般的な開発行為では歩道を設置する事例が少なく、通常は歩道に設置する地上機器の設置場所が確保できない、③開発許可申請者は工事着手の2年前までに関連事業者へ工事を実施する旨の通知をする必要があるが、工事着手までの期間が2年を超える開発許可案件は少なく無電柱化指導に至らないこと等があり、本市でも事例はほぼありません。

なお、本市では従前より「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例」において、開発道路上に通行上支障のある構造物を設置しないこととしており、電柱等は開発道路上ではなく民地内に設置するよう開発事業者に指導しています。

【都市部開発審査課審査担当 内線2311】

昨年末に流域治水関連法が成立・施行されました。これに伴い茅ヶ崎市役所の下水道河川管理課でも啓発にを入れているようですが、市内の公設施設においてもまだ、雨水貯留タンクを設置していない施設も多くあるようなので、松浪地区の公設施設（消防署小和田出張所、松浪コミュニティセンター）などに市民に見える形、使える形で雨水貯留タンクの設置をぜひお願いします。下の写真のタイプならば、9万円ほどで設置できると担当課から聞きました。松浪コミュニティセンターに設置されれば、植木への水遣りも出来、市民に普及する可能性もあります。



写真-1 雨水タンク設置状況

写真-2 雨水タンク

写真-3 雨樋との接続

【回答】

雨水貯留タンクにつきましては、近年、気候変動の影響により、雨の降り方が激甚化・局地化・頻発化している状況のなか、雨水を貯留することにより、降雨ピーク時での河川や水路への雨水流出を抑制させることで、下水道整備と併せて総合的な浸水対策効果が期待でき、非常に重要だと認識しております。

ご質問にもございますとおり、見える形・使える形で公共施設に雨水貯留タンクを設置することは、市といたしましても設置促進に向け効果が期待出来るものとして、これまで46施設に57基を設置し、松浪地区においては松浪小学校及び松浪中学校に設置してきたところでございます。

平成27年度までに一定の公共施設への設置が完了したことで、各施設が独自で設置するものを除き新規設置はしておらず、現在は夏休み期間中に図書館で行っている「気候変動とSDGsに関する展示会」や市のイベントなどに参加する等、設置促進に向けた周知啓発活動に移行しております。

今後につきましても、引き続き、雨水貯留の重要性を市民の皆様にご理解いただき、設置にご協力いただけるよう、わかりやすい周知啓発に努めてまいります。

【下水道河川部下水道河川建設課水環境担当 内線1371】

■道路冠水対策

- ・浜竹4-4地区では40数年間、大雨時、道路の冠水・床下浸水の被害が継続しています。この地区は開渠側溝により広範囲の面積の雨水を南東角に集め雨水管に接続する集合排水方式?となっています。
- ・冠水のたびに被害報告及び対策のお願いをしておりますが、本管の整備が完了後対応するので数年かかるとの返答で現在に至っています。
- ・道路は既設埋設配管の為、新設配管は困難との事で、既存側溝部を利用し小区画の雨水を既設雨水管に分散接続排水する提案（L型側溝+排水柵+排水管）を行っております。
- ・10 mm/h 弱の雨量で度々の冠水被害の発生に、又、昨今の降雨状況にも不安を感じております。2020年1月頃より下水道河川管理課と近隣住民との冠水対策協議開始、
- ・2021年2月末、冠水対策第一段階として分散排水の為に雨水管の増設工事を行いました。
- ・冠水は雨量 20 mm/h 弱からの発生と、雨水管への分散放流は改善効果はあると思われま。が、
- ・雨量約 20 mm/h 弱では雨水管接続部で排水が滞り道路に溢れ低い当初冠水地に流れ同様な冠水状態に、更に、雨水管増設部も冠水と冠水範囲が拡大しています。（増設後の冠水は約10回発生）。
- ・早期少量雨水を雨水管に分散放流は排水効果有りと、放流箇所数の不足が実証されたと思います。
- ・直近、待ち望む冠水対策は、せめて 20~30 mm/h の雨量に対処出来る事を願っておりますので、
- ・西側道路に雨水管等の設置、又、現地状況・排水計算等により問題を把握し、本地区のより排水能力が向上するような冠水対策をお願いいたします。
- ・浜竹地区の雨水排水整備計画は想定雨量 50mm/h? で本管整備は数年前に完了しています。本地区に繋がる支管は未施工です。整備計画の支管と既存雨水管の仕様が大きく異なります。既存雨水管の排水能力に問題があるならば整備計画の推進も急がれます。整備計画の工程表の提示を願うと共に整備計画と合わせて冠水対策を講じて頂くようお願いいたします。

■側溝の暗渠化

- ・狭い道路に両側開渠側溝、側溝を避けた電柱設置による更に道路有効幅の縮小、脱輪（消防車事例あり）等車両通行障害の恐れ、歩行時、側溝への落下の恐れ又、地盤変状等に伴う損傷、側溝の老朽化による泥・水だまり、雑草、缶、ごみの投棄、蚊の発生等、道路環境はよくありません。排水設備整備計画図に於いて本地区及び一部区域にはU字型側溝が表記（上蓋有無不明）されていますが、道路整備計画方針?と整合しているのでしょうか。側溝の補修整備と共に暗渠化を要望いたします

■道路冠水対策と側溝の暗渠化による環境整備の要望

- ・開渠側溝による雨水排水をしている本地区において、所管を超えた要望をいたしております。
- ・冠水対策検討の際、老朽化した側溝の整備・暗渠化を合わせて、行政の総合力にて冠水及び環境整備の対策・推進を頂きます様ご検討の程宜しくお願い致します。

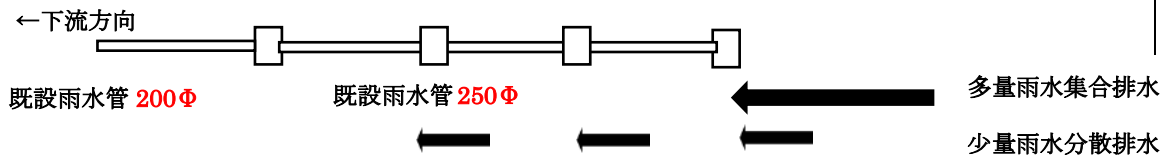
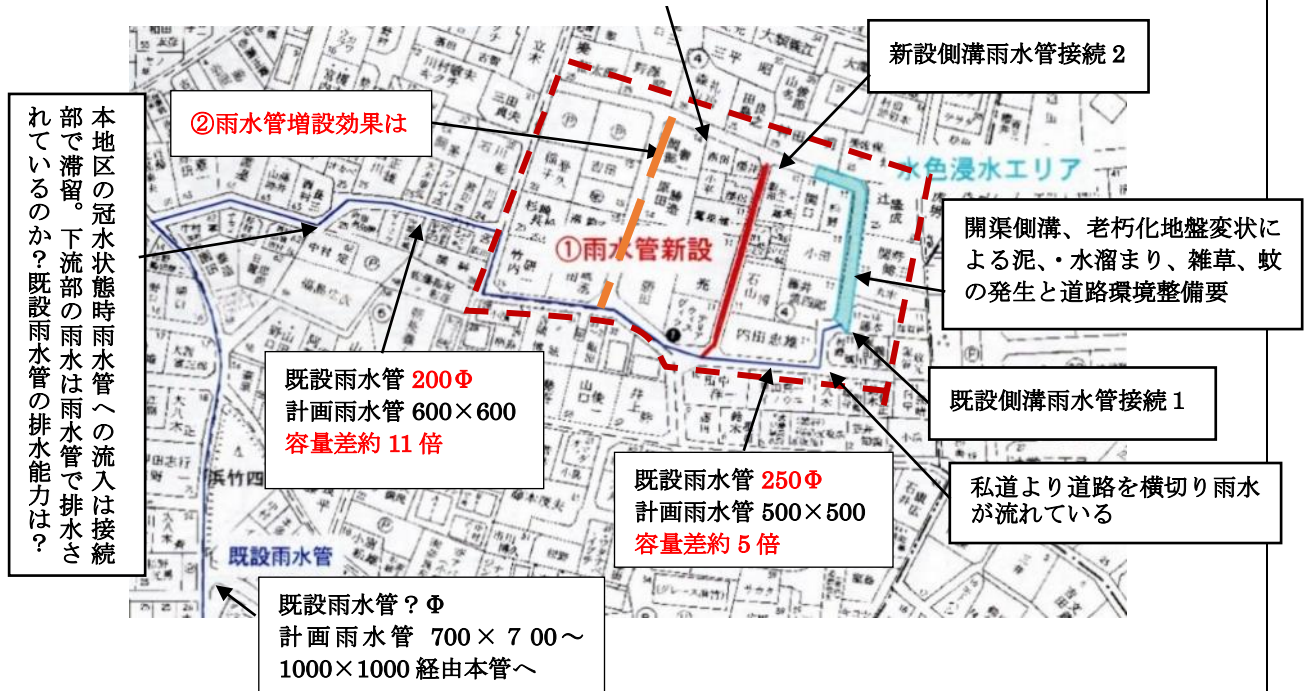
概要説明

- ・本地区の（約1万㎡超える範囲）の雨水排水は東南角低地の雨水管接続1へ道路両側開渠側溝にて集合排水方式となっている。新設配管は困難との事で、既存側溝部を利用し小区画の雨水を既設雨水管に分散接続排水する提案（L型側溝+排水柵+排水管）を行っております。
- ・2021年2月末、第一段階の分散排水対策として①雨水管の新設が行われている。
- ・冠水は10 mm/h 前後から 20 mm/h 前後からに改善している。

- ・ 20 mm/h 前後の雨量では新設雨水管接続周辺まで冠水範囲が拡大している。
- ・ 既設雨水管へ少量分散排水が有効？なら西側道路に②雨水管新設等更なる冠水対策を要望する。
- ・ 既設雨水管径が上流部 250Φ、下流部 200Φの排水能力に問題は？排水計算で確認要は？
- ・ 既設雨水管と計画雨水管の仕様が大きく変わっているが？
- ・ 下流部の整備計画の推進と工程表提示及び計画を踏まえた冠水対策を要望する。
- ・ 側溝の老朽化対応と暗渠化含めた道路環境の整備を要望する

対策要望位置・範囲・問題点他

*市より受領コピー転用



雨水管排水イメージ図

道路側溝不具合事例

道路沈下状態の範囲



道路冠水状況



道路冠水が雨水管新設後発生した場所



道路冠水が雨水管新設後発生した場所



新設雨水管接続マンホール位置

雨水排水設備整備計画図（市より受領コピー転用浜竹地区抜粋）

- ・本地区及び一部区域にはU字型側溝がまだ残ったものとなっています。道路整備計画方針？と整合しているのでしょうか。狭あい道路ゆえU字型側溝の暗渠化を要望します。
- ・浜竹通りの本管設置工事は数年前に完了、本冠水地区に繋がる支管は未着工となっています。
- ・本冠水地の排水計画は現状と変わりなく、広い面積の多量の降雨量を側溝にて集中して雨水管に放流する計画となっています。変更点は東側南北の道路は2U-300×300から□-500×500に、側溝との接続部は東南角から東北角に設置する計画と思われます。又、
- ・整備計画の支管と既存雨水管の仕様が大きく異なります。既存雨水管の排水能力に問題があるならば整備計画の推進も急がれます。整備計画の工程表の提示を願うと共に整備計画と合わせて冠水対策を講じて頂くようお願いいたします。

*市より受領コピー転用

雨水管新設部
南側雨水管に接続

地区内の雨水がU字溝によりこの個所に集められ排水される計画となっているが？

□-500×500は暗渠型？この区間、2U-300×300の両側開渠側溝から変更？



【回答】

浜竹地区における雨水整備としましては、浜竹通りにおいて浜竹雨水幹線の整備が平成28年度に完了するとともに、並行して進めていた市道1450号線（松浪コミセン前の東西路線）の雨水枝線の整備が同時期に完了しています。さらに、平成30年度には浜竹4-7地区（市道1450号線から南北方向）の市道1454号線において雨水枝線の整備を行い、浜竹4-4地区下流の既存雨水管への負担軽減策を実施しました。

また、令和2年度には、浜竹4-4地区の冠水対策として、暫定雨水管を整備しました。この雨水

管は、道路側溝からあふれ出る雨水を取り込み、地下に浸透させつつ、下流へ排水する構造となっています。

市内全域では大雨時に浸水が発生している地域が分散して存在しており、浸水被害状況や発生頻度、影響度の大きさを考慮しながら、その軽減に向けて雨水枝線の整備を進めておりますが、市内における面整備率は現在約 53%であること、近年の気候変動に伴う降雨量の増加により浸水発生箇所が増加する傾向にあり、今後も雨水枝線の整備に膨大な時間と費用を要する状況にあります。

浜竹 4-4 地区における道路冠水の根本的な解消のためには、市道 1450 号線から当該地区までおよそ 460mの雨水枝線の整備が必要となり、整備には膨大な時間と費用を要することが想定されることから、前述のような暫定雨水管の整備により対策を実施してまいりました。今後は、この暫定雨水管の浸透機能を保つために、状況を把握しながら清掃や浚渫に努めるとともに、ご要望をいただきました浜竹 4-4 地区の西側道路内に暫定雨水管を整備することにつきまして検討してまいります。また、引き続き、道路冠水軽減のための様々な解決策を検討してまいります。

浜竹 4-4 内の当該地区は、道路の両側に側溝が設けられた幅員約 4メートルの道路ですが、道路築造からの経年劣化により道路側溝の老朽化が見受けられ、側溝内に雨水の滞水や土砂の堆積等が部分的に発生している状況です。また、交差点部に隅切りはあるものの、側溝は開渠となっている部分もあり、車両の脱輪等も懸念される場所です。

当該地区の側溝の補修と暗渠化につきましては、現地の側溝内の滞水状況等を踏まえ、既存側溝に浸透孔を設けるなどの対策を実施してまいります。また、交差点部など車両の旋回が生じるような部分のうち、隅切りが小さい箇所など、内輪差による脱輪が懸念される箇所につきましては、側溝の部分的な蓋掛けや暗渠化などの対策の実施に向けた調整をしてまいります。

【下水道河川部 下水道河川建設課 計画担当 内線 1 3 8 1】

【下水道河川管理課 河川水路担当 内線 1 3 7 1】

【建設部道路管理課補修担当 内線 1 3 2 3】

1-⑭	「私道の舗装等助成」制度を新たに制定することを要望する。 (浜竹四丁目自治会)
<p>1) 過年度において、私道凸凹路面の補修を、何度か要望してきた。しかし、その都度、公道ではないので対応できない、とのことであった。</p> <p>2) 今般、他市での事例を引用し、改めて表記の助成制度を制定することを要望する。</p> <p>3) その主旨は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定の住民や緊急車両が「道」を頻繁に利用していること、 ・ 自転車で走行する際に、「道」に生じた凸凹部によって転倒し、大怪我が懸念されること ・ そして、制度が出来れば、地域の了解や関係住民すべてが舗装を歓迎する事ができること ・ 片端が藤沢市側であったとしても、敢えて狭く「袋小路」と解することではない。 <p>4) 他市の事例として、下記のサイトを紹介する。 神戸市建設局 私道の助成について～「神戸市私道舗装等助成制度のあらまし」 以上により、特別な判断と取組みを要望する。</p>	

【回答】

私道の整備や補修につきましては、「神戸市私道舗装等助成制度のあらまし」に代わるものとして、本市の「私道整備に関する要綱」がございます。要綱では最初の1回に限り市でアスファルト舗装をすることが可能となっておりますが、現在は受付したものの舗装整備が実施されていなく、順番をお待ちいただいている箇所が多くあるため、受付を中止している状況です。このため、ご要望いただきました補修を含めた、新たな助成制度の制定は困難と考えております。また「神戸市私道舗装等助成制度のあらまし」や本市の「私道整備に関する要綱」第7条では、私道の所有者等、皆様の責任において維持管理をしていただいておりますので、引き続き、私道の所有者等で路面の補修を行っていただくようお願いいたします。

【建設部道路管理課管理担当 内線1323】

1-⑮	私道の扱い方 (ひばりが丘自治会)
<p>私道の道路補修は原則として市ではやらない事になっています。しかし、私道でも公道と公道間を繋ぐ道や不特定多数の方が利用している私道もあります。</p> <p>私道に面している土地にも固定資産税や都市計画税、住民税も住民の義務として支払っています。</p> <p>私道だからと言って、住民が困っている事を市の一方的な判断で公道と差別することは市の方針に疑問がありますし、それ以前に市は何にも不公平感を感じないのでしょうか？</p>	

【回答】

私道の道路補修につきましては、不特定多数の方が利用する場合においても、私有地となりますので、私道の所有者等の皆様で道路補修していただいております。なお、本市の「私道整備に関する要綱」第6条では、私道が砂利道の場合には、砂利の追加作業を行っておりますのでご相談ください。

【建設部道路管理課管理担当 内線1323】

1 - ⑯	<p>小学校4年生のゴミ問題に対するグループ討議について (美住町自治会)</p>
<p>・松浪小学校4年生担任、鈴木先生からTELをいただきました。クラスの8名の生徒が、ゴミ問題をテーマにグループ討議をしています。美住町自治会のゴミ対応を生徒に直接話してほしいとの要望あり、しかし、生徒との時間が合わず、7月12日(火)、鈴木先生と小学校で面接しました。</p> <p>4年3組の8名の生徒がゴミに興味を持ったきっかけは、2033年問題です。自分たちが11年度、20歳になったとき、ゴミで溢れた生活を創造したが、何とかしないと、どうしたらいいんだろう？(今の4年生偉いよね)</p> <p>鈴木先生に話した内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境指導員(4名)さんの活躍と頑張り、(ルールを守ってもらう、ご苦労) ②美化パトロールの実施(毎月1回、午後4時から) 先生から、8月5日(金)生徒の参加OKですか？(大歓迎です)実現したいです。 ③ゴミ有料化に伴う、燃える、燃えないゴミの前年比減少、プラは増加している。 ④指定袋に入らない物の出し方 ⑤監視カメラ(ダミー)を設置しています。 ⑥美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎(海岸清掃)の実施(砂浜が非常に綺麗になった) <p>16時半から約50分間の面談でした。(内容の濃い時間でした。)</p> <p>最後に先生から、子供たちがポスターを作成したら、ごみ集積所に貼ってOKですか？役員会で前向きに検討させていただきます。</p>	
1 - ⑰	<p>「2033年ごみ処理の危機」について松浪小学校4年生の質問に こたえる(浜竹四丁目自治会)</p>
<p>7月14日、松浪小学校4年生20数名からの申し出でインタビューを行った。事前に知らされていたことは、「ごみ問題」について知りたい。自治会長や環境指導員などが応じ、ガイダンスをおこなった。</p> <p>「11年後に最終処分場がいっぱいになってしまったらどうしよう」という課題であった。児童たちが、物事を決めていく11年後のことを意識していることに、驚いた。</p> <p>ごみ問題の現状認識が大事であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①毎日の家庭ごみのごみ集積所に集められていること ②ご近所の方々と共同作業をしていること ③ごみの分け方・出し方をしっかり守ること ④クラス被害対策をすることも大事であること ⑤パッカー車で焼却処理施設に運搬し、焼却処分されていること ⑥灰となって、最終処分場で埋め立てられること ⑦ごみを減らす仕組みも大事、燃やさないで資源ごみとして再生利用すること <p>地域の児童との具体的な対話ができることがすごく有意義であった。</p> <p>家庭、地域、行政等との社会的な連携を意識することで、毎日の学習や生活に活力が生まれる。</p> <p>(報告案件)</p>	

テーマ：防災対策

2-①

次代を担う防災リーダーの育成について（松浪一丁目自治会）

自治会では防災リーダーの高齢化が進み活動が困難なリーダーがいるのが現状である。市のリーダーの平均年齢も相当高いと聞いていますし、十分な活動支障を来たすのには目に見えています。

将来を見すえ今から若手の防災リーダー養成に力を入れるべきと思います。

若い力、特に大学生、高校生を対象とした養成講習に力を入れるべきだと思います。

又、高校3年生や中学3年生は卒業前に春休みがあるので、この時期に集中して講習をやるのも一考でしょう。

自治会を担う若い防災リーダーが必要！

【回答】

市では、自主防災組織活動の更なる向上を目的に、新規防災リーダーの養成と既存の防災リーダーの育成（フォローアップ）に努めております。

令和4年8月1日時点の防災リーダーの平均年齢は、およそ68歳10か月となっており、多くの地域において、防災リーダーの高齢化や次世代を担う若手の養成に課題があることは認識しております。

こうした課題を踏まえ、市としましても、新規養成研修を受講しやすいよう、平日・休日を含む複数日程を設定、受講希望日を選択できる講座を設定し、かつ昨年度からは、研修テキストを事前にご自宅等へ送付し個々に学習いただく「個別研修」と、会場参加による「集合研修」という方法で開催し、来庁しての受講を最小限とすることで、仕事や家庭の都合で研修への受講が難しい方も受けやすい環境を構築してまいりました。

昨年度におきましては、こうした研修方法の見直しにより、高校生など学生の方にも参加をいただくことができ、一定の成果があるものと考えております。

一方、募集や周知の方法につきましては、未だ課題もあるかと考えておりますので、地域の方々と協力しあいながら工夫や改善を行い、より多くの方に興味を持ってもらうような方法もあわせて検討してまいります。

さらに、より大切となるのが、「防災リーダーになった後の活動」です。市の養成研修を受講した後は、お住まいの地域が活動の主體的な場となってまいりますが、その地域での活動環境が構築されていることが大変重要なことと考えております。

市としましても、防災リーダーフォローアップ研修なども活用し、防災リーダーとして地域活動への参加意欲が高まるような啓発に今後も努めてまいりますが、自主防災組織においても、防災リーダーがやりがいを感じ積極的かつ継続的に地域防災活動に関わっていただけるような環境構築を目指していただくなど、地域の皆様とも協力しながら、新規養成のみならずその先を見据えた仕組みづくりを検討してまいります。

【市民安全部防災対策課防災担当 内線1461】

2-②

避難行動要支援（美住町自治会）

昨年の地区会議で、「ケアマネジャーの多岐にわたる業務に、災害時の避難個別計画の立案を具体的に加えますか？避難行動要支援者名簿では、アセスメントシートの作成を試みるも、現状ではケアマネジャーの積極的な協力が不可欠です。」と質問しましたが、中島地区での検証をしてからとの回答でした。検証の結果、ケアマネジャーに計画立案業務を加える件、また今まで協力いただいた地区包括支援センターにも、更に協力いただくとのことのようですが、モデル地区での検証結果をふまえた全市展開時期は何時になりますか？

【回答】

避難行動要支援者の円滑な避難支援のためには、避難行動要支援者本人やその家族を含め、地域や福祉事業者など、あらゆる関係者が協力・連携して対策に取り組むことが重要となってまいります。

令和3年度の個別避難計画作成モデル事業では、中島自治会において、風水害を想定し、自主防災組織等の地域支援者、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーの福祉専門職、市職員により避難行動要支援者の状態を確認しました。チェックリストにより、真に避難支援が必要な方と親族の手助け等により避難することができる方の振り分け、避難支援をする際に必要な情報を記載した個別避難計画の作成を実施し、併せて制度の説明をすることで理解を深めていただき、平常時に提供する名簿への同意を促す取組を行ってまいりました。

一つの自治会を対象としたモデル事業ではありますが、避難行動要支援者本人を含めた関係者間での顔の見える関係づくりにより避難支援体制を確立していく有効性をあらためて認識することができました。一方で、全市展開に向けては、地域ごとに異なる災害リスクや避難支援に係る取組の地域差をふまえ、あらゆる関係者が一体となって取り組める仕組みをいかに構築していくかが課題となっております。

今年度につきましては、令和5年度以降の全市展開に向け実効性を伴った個別避難計画作成の手法の確立や、避難先・移動手段等の避難支援体制の確保、避難行動要支援者名簿の目指すべきあり方等、課題の解消に向けて、検討を進めているところです。

以上のことから、現時点では具体的な全市展開の時期についてはお示しできませんが、要支援者本人及びそのご家族の自助力向上や、「地域」、「福祉事業者」、「市」、それぞれの特性を活かした連携・協力による避難支援を実現させるための取組を着実に進めてまいります。

【市民安全部防災対策課防災担当 内線1461】

【福祉部障がい福祉課障がい福祉推進担当 内線3212】

【福祉部高齢福祉介護課生きがい創出担当 内線2122】

2-③

「浜竹四丁目 1 番地内及び 9 番地内」に消防水利として、地下タンクを新設することを要望します。(浜竹四丁目自治会)

浜竹地区に属する当該地域は、広大な火災クラスター地域にあって、袋小路となっている。

地域内の道は、私道であり、消防設備に乏しい。

特に、1 番地区では、浜竹通りとの出入口が僅かに 1 通路のみ。狭隘道路でもある。

即ち、住民が避難するに際しても、消防隊が消火救助活動においても、混雑輻輳が予想される。

消防当局は、浜竹通りの消火栓より延長することを決めていると聞かすが、混乱時の寸刻を争う際には

極めて不具合である。

それらに備えて、消防水利設備を設置検討され、有事に備えて頂きたい。

【回答】

消防水利は、国の示す「消防水利の基準」に基づき整備しており、現在、本市の消防水利の整備状況は、この基準を満たしております。クラスター地域など地域の実情を勘案し整備を行っていますが、防火水槽については、適地がないことや市財政状況などの理由から、近年では公共施設の整備に合わせた複合的な整備を行っております。

松浪地区においては、平成 28 年度、消防署小和田分署に 100 t の防火水槽を 1 基整備しました。クラスター地域であることを勘案して、基準の水量の 2 倍以上を上回る防火水槽としております。消火栓が使用できない場合には、この 100 t の防火水槽を基幹水槽として、遠距離送水で、広域的な火災防ぎょが可能であると考えております。

当該地区につきましては、狭あい道路が多く、大地震等で道がふさがった場合、消防車両が進出しにくくなり、かえって時間がかかってしまうこともあります。また、消防車両の停車位置によっては、避難経路を狭めてしまう懸念もあります。このようなことから、既存の消火栓や小和田分署の防火水槽を有効活用すると共に、消防活動がより迅速に行えるよう、引き続き、消防水利の再整備に取り組んでまいります。

【消防本部警防救命課警防担当 内線 4 1 3 3】

テーマ：市民安全

3-①

自転車による左側走行の啓発推進（美住町自治会）

- ・自転車専用レーンのない車道において、（歩道も含む）右側走行で乗ってくる自転車がかかり散見される。
- ・走行幅の狭さからきわめて接触の危険度が高い。
- ・例えば、防災マイク、広報およびタウンニュース等々を通して、自転車による左側走行の徹底を啓蒙してほしい。（ライト点灯も）

【回答】

日頃より交通安全施策に御理解及び御協力を賜り、お礼申し上げます。

自転車の安全運転につきましては、小学校、中学校、高等学校及び事業者等の一般向けを対象に交通安全教室を実施しており、その中で「自転車は車道が原則、歩道は例外のみ通行可」、「車道は左側を通行」及び「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」などの点について周知しているところでございます。

また、市ホームページにおきましても、上記の点を含む自転車の交通安全に関する内容を掲載させていただいております。

今後につきましても、交通安全に関する内容を市民の皆様に広く周知できるよう、検討を重ねてまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、参考に自転車の安全運転に関するホームページのリンク先を下記いたします。

【参考】自転車の安全運転について（茅ヶ崎市ホームページリンク）

https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kotsu_anzen/taisaku/1006832.html

【市民安全部安全対策課安全対策担当 内線 2 3 5 2】

町内の民生委員さんが、高齢者実態調査時にご高齢者さんからいただいた意見を以下の通り連絡します。

『ご近所の方が、お亡くなりになられたり、コロナ感染を防ぐためか、どなたも家から出て来られないので、誰にも会うことが無くなってしまい、とても寂しです。

買い物も遠くてフジスーパーまでバスで行かざるを得ない。移動販売車でもあると、近所の人が出て来て話ができるので、市で運営してくれることを期待（要望）します』

なお、町内から文中のフジスーパー/松が丘店までの距離は約800m。

バス停は、富士見町⇒平和学園前⇒浜須賀入口⇒平和町（フジスーパー）となります。

【回答】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、高齢者の交流の場や集まる機会が少なくなっていることと思われまます。

御提案の市が実施している移動販売車等はありませんが、市では介護予防事業として、各地区で転倒予防教室や歌体操教室を実施しています。例えば、月1回開催している転倒予防教室は、松浪コミュニティセンター（9/13（火）10時～）や浜須賀会館（9/21（水）10時～）で実施しています。

また、地域では出会いの場や交流の場として、サロンや教室等が開催されています。例えば、65歳以上の方がゲームや歌などを楽しむ場である「この指とまれ」（毎月第3水曜日、13時30分～15時、場所：小和田公民館）やおしゃべりサロン（毎月第3火曜日、13時30分～15時30分、場所：松浪自治会館）が実施されています。

特に松浪地区では、これらの情報を「趣味の冊子」にまとめており、松浪コミュニティセンター内の地域包括支援センターさざなみや富士見町のハト薬局やブックポートカフェで詳細をご覧ください。また、地域包括支援センターさざなみ（39-5901）へご連絡いただければ、職員が冊子を自宅へお届けして貸出することもできます。

コロナ禍で活動を休止している場合もありますので、ご利用の際は各主団体へお問い合わせください。

【福祉部高齢福祉介護課支援給付担当 内線2124】

テーマ：その他

4-①

旧小和田消防署跡地の活用について（松浪二丁目自治会）

旧小和田消防署跡地に活用については、過去数年前から市民集会の席で市の考え方を聞いています。

ここ数年は、コロナ禍のため市民集会が開催されず、市の考え方を開く機会がないまま現在に至っています。

現時点での、跡地の活用計画について、再編事業計画の中でどのように考えているのか伺いたい。

跡地は約 300 坪あり、今後新たな事業として別途確保することはほぼ不可能であり、土地を残したままの活用方法を考えてほしい。

松浪二丁目自治会としては従来通り下記の項目を要望したい。

- 1) 当松浪地区は、県下でもトップクラスのクラスター地区で、災害により火災が発生した場合、人命財産への甚大な被害が予想される。
- 2) 延焼を防止するためには出来る限り空き地を確保する必要がある。
- 3) 働いている若い世代のための子供クラブの設置等住民福祉や、子供たちが自由に遊べる公園設置の方向でとりくまれない。

合わせて、松浪中学校の建て替え計画に付いての進捗状況についてもお聞きしたい。

【回答】

旧消防署小和田出張所跡地（約 879 平米≒266 坪）の活用につきましては、平成 30 年 4 月改訂の「公共施設整備・再編計画（改訂版）」のなかで売却することを位置付けております。

しかしながら、売却にあたっては自治会や地域の皆様から様々なご意見等をお伺いしていることを踏まえ、地域の住環境や安全性の向上など幅広い視点で検討を行うことが必要となります。

令和 4 年 3 月に「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」を抜本的に改訂し、今後の公共施設マネジメントの考え方を改め、市有財産の利活用についても「茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針」に基づき、積極的な活用を図ることとしております。

その中で、当該地については、学校施設の再整備検討と整合を図るとともに、地域の皆様からの様々なご意見等を踏まえた上で、当該計画等の考え方にに基づき、有効な利活用方法を検討したいと考えております。（資産経営課）

また、学校施設の再整備につきましては、平成 29 年 12 月に策定した「茅ヶ崎市教育施設再整備基本方針」において、学校施設の将来にわたる建替えと長寿命化、大規模改修事業等の在り方を検討し、再整備の方向性を示しております。なお、松浪中学校をはじめ、学校施設の再整備の方法や時期等を示す「(仮称)茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画」については、現在策定作業を行っております。（教育施設課）

【財務部資産経営課資産経営担当 内線 2 5 7 1】

【教育総務部教育施設課施設管理担当内線 3 3 7 1】

4-②

中核都市・保健政令市としての機能を最大限に発揮するよう要望する（浜竹四丁目自治会）

保健政令市への本格的移行時期とコロナ禍対応が重なることとなった事で、本領発揮が十分でなかつ点はあるとは思われるが、国の厚労省感染研・県の保健所における約2年間余りの感染症データ活用と地域住民への保健行政がしっかり連携していないことは、真に遺憾な結果となっている。

○新型コロナウイルスの感染原因について、当初飛沫感染と接触感染であるとの見方に拘り、クラスターの濃厚接触のみをフォローしてきた。海外で早くから指摘された空気感染を認めなかった。

○昨秋第6波が予想されていて、医療機関や検査キットなどの不足が指摘されていたにも拘わらず2022年初頭から激的な感染拡大と共に、濃厚接触を追いきれなくなり、かつ隔離施設不足が顕著となると、アッサリと空気感染を認め、いきなり「自宅療養」に切り替えた。啞然とする。感染症状を訴える感染者の医療機関への入院搬送やSOSや搬送待機に対処できず「医療崩壊」が止まらない。真に遺憾な事態である。

一時的に成り行き任せの感染減少や医療崩壊フェーズ減少とはなったものの、第7波の昨今でも根本的な対応はできていない。真に心細いばかりだ。

最近の感染拡大の傾向は、主に家庭内感染・学校保育園などでのクラスターであるといわれるが、保健所の確かな感染データ分析に基づいた方針がなく、専ら全県市一律な行動抑制のみである。

住民は、どこに感染リスクが存在し拡大傾向にあるのかが知らされていないのだ。

残念乍ら、自治会活動で学校施設利用などの際に、一律な自己判断と自粛を強いられている。

後手に追われた感染隔離対策と医療崩壊対策の姿勢から早期に脱することを強く望む。

【回答】

2019年12月に中国で発生が報告された新型コロナウイルス感染症は、2020年3月以降当市でも感染が確認され、その後幾度かの感染拡大期を経て、依然まん延を続けており、2022年8月第1週に入ってから、約400名～500名/日の新規感染者が発生している状況です。これに対し本市では、保健所保健予防課を中心に、保健所4課の職員や市役所各部に所属する保健師、人材派遣会社等を活用し、日夜対応しております。

新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において、新型インフルエンザ等感染症として、診断した医師による報告や必要に応じて入院勧告等が行える2類感染症に準じた対応をとっています。

新型コロナウイルス感染症の対応は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき国が示した基本的対処方針に基づき、都道府県がまん延防止措置等の対策を講じており、全県一体となった対策をとる構造となっています。

検査体制について、神奈川県では、2021年5月から2022年3月まで重症化リスクの高い高齢者に接する機会の多い、施設職員に対し無料PCR検査を実施する他、薬局等において感染拡大傾向時の一般検査事業を行い検査体制の充実を図っております。

また、抗原定性検査キットを無料配布し重症化リスクの低い有症状者が医療機関を受診せずとも

検査を受けることができる体制を構築し、発熱診療等医療機関のひっ迫を防ぐ対策が講じられております。

入院医療機関については、感染状況等に応じた、病床確保フェーズを定め神奈川モデル認定医療機関において対応病床数を増やすことにより、2021年夏頃に比べ最大で約20%増の2100床が設定されておりますが、昨今の感染拡大の影響により本市においても入院調整が困難なケースが発生しております。

陽性者の療養については、2020年4月に重症化リスクの低い軽症者等に対して宿泊療養及び自宅療養の対応について国から事務連絡がなされ、それに準じた形で神奈川県においても軽症者等については、宿泊療養及び自宅療養を行っています。療養中の健康観察については、アプリを使った健康観察の他、自動音声システムや有人による荷電等により実施しております。また、自宅療養中に体調が悪化した場合には、「地域療養」神奈川モデルの茅ヶ崎版として、訪問看護ステーションや医師会と連携し、速やかに医療につなげ、必要に応じて往診をできる体制を構築しております。

一方で、新規陽性患者に対するヒアリングについて、神奈川県では、今年初頭の第6波時に重症化リスクの高い重点観察対象者のみに行う方針へ転換いたしましたが、本市においては、保健所設置市として市民の安全安心を守るために新規陽性患者全員に対して、電話でのヒアリングを実施してまいりました。

第7波においては、オミクロン株の特性を踏まえ、重症化リスクの高い方への対策を重点に対策を講じ、高齢者施設や障がい者施設において、クラスターが発生した場合には、感染拡大に発展しないよう、速やかに実地検査や指導を行っているところです。

合わせて、感染リスクが高い5つのシーンや、それに対する基本的な感染対策について周知しているところです。

新型コロナウイルス感染症については、発生以来2年以上が経過しておりますが収束の傾向が見えず、自治会活動などに支障を来しているところですが、感染拡大の防止に向けご理解いただければ幸いです。

【保健所保健予防課感染症対策担当 電話38-3321、38-3315】

4-③	松浪コミュニティセンターに大型シュレッダー設置の要望（常盤町自治会）
<p>自治会でも個人情報扱うケースが多くありますが、多量の個人情報を廃棄するにあたり、個人の家庭用シュレッダーの能力では、紙詰まりや故障など、効率が悪いと感じています。このため、自治会役員の中には勤務先で処理している人も複数居ます。ぜひともご検討をお願い申し上げます。</p>	
4-④	回覧板について（緑が浜自治会）
<p>日頃より職員の皆様方には行政に御精励戴まして感謝申し上げます。</p> <p>回覧板は市民にとって、日常の地域の情報を知るための有力な手段であると考えます。この制度は隣家から隣家へと回覧していくという日本独特の古くからの community の良い制度だと思えます。</p> <p>しかしながら、現行の回覧板を改めて見てみましょう。この回覧板は市の直接の製作ではなく、地域の数多くの sponsor からの協力で寄贈されていると記載されています。回覧板を開くと左側上部にバインダーがあります。旧態依然の形です。このバインダーに各組長さんが各種資料を挟み、回覧する訳です。</p> <p>問題はこのバインダーの位置です。現在の各種資料、学校便り、福祉協会のたより、等、殆どが両面印刷の見開きです。これを上に閉じた場合、市民はいちいちこれを取り外して見ることとなります。きついバインダーから取り外し、見てからまたバインダーへ戻す。この作業は誠に面倒くさいものになります。面倒くさい結果、どうするでしょうか。「見ないで隣家へ回してしまうのです」結局地域の情報は見られないまま回覧されてしまうのです。</p> <p>ではどうしたら良いか。ことは簡単です。バインダーを左頁の左側中央の位置へ移動すれば良いのです。こうすれば見開きの資料も全て簡単に見ることが出来ます。</p> <p>市の予算ではなく、sponspr に協力戴いているので形態の変更はお願いしにくいでしょうか。確かに印刷会社に見れば生産システムの変更になるので出費になるでしょう。</p> <p>しかし、一回だけの変更ですからそのくらいは市で補助できないでしょうか。かなりの市民が見ないまま回していると思われる現行の回覧板の改善を是非お願いしたいと思っております。</p>	

（地域で対応）